

【様式 1】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

秋田県木材産業協同組合連合会 理事長 大坂 真 一 殿

(申 請 者)

事業者の住所：〒

事業者の名称：

代表者職氏名：

電 話：

F A X：

担当者メールアドレス：

事業所（土場・倉庫等、事業者の住所と異なる場合）

事業所名：

住 所：〒

電 話：

F A X：

貴組合の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいの
で、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」によ
り下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年 _____, 従業員数 _____
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目, 年間取扱量：（別添のとおり）
- 3 事業所の敷地, 建物及び施設（土場, 倉庫等）の配置状況：
（別添のとおり土場、倉庫等が無い場合不要）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添 1, 1-1 のとおり）
- 5 その他：（ISO, JAS 等の資格があれば記入してください。）
（別添のとおり）

取り扱う木材・木材製品の主要品目，年間取扱数量

事業者の名称：

事業所の住所：

取扱主要品目		年間取扱数量 (m ³)		備考
		期間	年 月～ 年 月	
		入荷量	出荷量	
発電用 バイオマス	間伐材等 由来	素材等		
		チップ		
	一般木質	素材等		
		チップ		
	その他 (建設資材等)	素材等		
		チップ		

※1 取扱量はすべて m3 換算して記載する。

※2 年間取扱数量は、直近1年の実績、または計画(見込)量を記載する。

ISO, JASの認証

JAS認証	認証年月日 認証区分 認証種類 認証品目	
ISO登録	登録年月日 登録番号 登録種類	

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫など）の配置
及び発電用木質バイオマスの分別管理状況

事業者の名称：

事業所の住所：

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況を記載するとともに、分別管理する
発電用木質バイオマスの位置を図示する。

■ 合法木材以外の有無： 有り 無し

※間伐材等由来チップ等と一般木質チップ等の保管場所を記載願います。

(別添 1)

分別管理及び書類管理方針書

事業者の名称

年 月 日作成

本方針書は、秋田県木材産業協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範合（令和6年〇月〇日改定）」を受け、発電利用に供する木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。

1 適用範囲

本方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いについて適用する。

2 分別管理責任者

- (1) 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- (2) 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入手に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載し証明する。
- (5) チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 書類管理

- (1) 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- (2) 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

(別添 1 - 1)

分別管理 GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者の名称

年 月 日作成

本方針書は、秋田県木材産業協同組合連合会が作成した「発電資料に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和 6 年〇月〇日改定）」を受け、発電利用に供する木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。また、併せて GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下「GHG 関連情報管理等」という。）の方針を定めたものである。

1 適用範囲

本方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いについて適用する。

2 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者

- (1) 分別管理・GHG 関連情報管理等を適切に行うため、_____を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- (2) 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、証明材の適切な分別管理、GHG 関連情報の管理 etc 及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入手に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載し証明する。
- (5) チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 GHG 関連情報の管理等の実施

- (1) 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- (2) GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送トラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までの GHG 関連情報を適切に管理する。

- (3) 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- (4) 入出荷および在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備えるとともに、証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は5年間整理保管する。

4 書類管理

- (1) 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- (2) 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。